

あ びら ちよう
安 平 町

地域福祉

総合計画

2024

第4期

〔2024年度～2028年度〕

概要版

QRコード

けいかく さくてい 計画の策定にあたって

さくてい しゆし 策定の趣旨

あびらちょう しょうしこうれいか ほっかいどうへいきん うわまわ そくど すす こそだ
安平町では少子高齢化が北海道平均を上回る速度で進んでおり、子育てや
かい ごもんだいなど げんじつてき もんだい ひょうめんか ちいきぜんたい たす あ
介護問題等、現実的な問題となって表面化しており、地域全体での助け合いや
ささ しくみ ほけん いりょう ふくしかん れんけいきょうか もと
支えあいの仕組づくり、保健・医療・福祉間の連携強化が求められています。
ほんけいかく かんきょうへんか ふくざつか たようか たいおう ちょうみん
本計画は、これらの環境変化、複雑化、多様化に対応するため、町民の
しゅたいてきさんか じぎょうしゃ ぎょうせいなど きょうどう ちいきふくし かん とりくみ すす
主体的参加・事業者・行政等の協働により、地域福祉に関する取組を進め
えがお たす あ ささ あ じつげん もくてき
「笑顔あふれる 助け合い・支え合いのまち あびら」を実現することを目的とし
ています。

けいかく いちづけ 計画の位置づけ

しゃかいふくしほう もとづくしちょうそんちいきふくしけいかく
・社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

まち きほんこうそう あびらちょうそうごうけいかく じょういけいかく いちづ まち きほんけいかく
・町の基本構想である「安平町総合計画」を上位計画として位置付ける、町の福祉の基本計画

ほけんふくしぶんや かくこべつけいかく ちいきふくしぶんや かかるこべつしやく そうごうてき おうだんてき すいしん けいかく
・保健福祉分野の各個別計画の地域福祉分野に係る個別施策を総合的・横断的に推進する計画

あびらちょうしゃかいふくしきょうぎかい さくてい あびらちょうちいきふくしじっせんけいかく そうごれんけい はか
・安平町社会福祉協議会が策定する「安平町地域福祉実践計画」と相互連携を図るもの

安平町総合計画

安平町地域福祉総合計画 ★

連携

安平町地域福祉実践計画
《社会福祉協議会》

安平町子ども・子育て支援事業計画

安平町高齢者福祉計画

安平町介護保険事業計画

安平町しょうがい児福祉計画

安平町しょうがい福祉計画

健康あびら 21

けいかく たいけい 計画の体系について

きほんりねん 基本理念

えがお たす あ ささ あ
笑顔あふれる 助け合い・支え合いのまち あびら

きほんもくひょう 基本目標

きほんもくひょう
基本目標1

ささ あ ちいき
ともに支え合う地域づくり

きほんもくひょう
基本目標2

ちいき ふくしかつどう にな て
地域福祉活動の担い手づくり

きほんもくひょう
基本目標3

あんしん りよう ふくし たいせい
安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

きほんもくひょう
基本目標4

せいかつ しえんたいせい
いきいきと生活できる支援体制づくり

きほんもくひょう
基本目標5

あんしん あんぜん く せいかつかんきょう
安心・安全に暮らせる生活環境づくり

けいかく きかん
計画の期間

ねんど ねんど ねんかん
2024年度から2027年度までの4年間と

しゃかい じょうきょう へんかなど
としますが、社会の状況の変化等により

ひつよう おう みなお けんとう じっし
必要に応じて見直し検討も実施します。

基本目標1

ともに支え合う地域づくり

目標達成に向けて

誰もが安心して住み続けられる地域づくりの基本は、お互いの人権を尊重し、困ったことがあったらお互いに助け合い、支え合うという気持ちの醸成です。

このため、町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、家庭や学校教育、生涯学習における福祉教育の推進や人権意識の向上を図ります。

また、地域における人間関係が希薄化している中で、高齢者やしょうがい者、児童等が、地域住民と共に集まり、交流することができるよう環境整備を図るとともに、町民や各種団体、町などの連携による、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。

主要施策

(1)福祉教育の推進

- ①家庭における福祉教育の推進…福祉教育の情報発信、講演や研修会の開催を実施し福祉について考える場の提供
- ②学校教育における福祉教育の推進…福祉交流活動・福祉体験活動等を実施し福祉教育の推進を図ります。
- ③生涯学習における福祉教育の推進…生涯学習の場に知識や経験豊富な人材を活用。担当部署との連携にて推進を図る。

(2)人権意識の向上

レベルアップ! ★

人権問題に正しい理解と認識を深めるため、人権意識の普及・啓発を図ります。また、地域における身近な相談体制の確率・人権擁護委員の活動促進に努めます。

★LGBTを含む、人権侵害に対する支援活動を推進します。

★CFCIの実践団体として子供の権利保障、権利条約の活動を推進します。

(3)地域ぐるみでの交流促進

- ①地域の声掛け・支え合い…声掛け運動支援及び、推進のための地域支え合い活動交付金事業の整備
- ②地域活動への参加促進…地域活動への参加を促すため地域支え合い活動交付金事業の充実化を図る
- ③地域での世代交流…公共施設の開放や、福祉施設の訪問等にて世代間交流の場の提供を実施する

(4)地域福祉活動の拠点づくり

高齢者やしょうがい者、児童等がサロン活動等にて交流できる多世代交流施設の整備の実施
地域の様々な資源を活用した、新たな地域福祉活動の場の確保に努める。

(5)地域福祉ネットワークの構築

地域見守りネットワーク体制の充実を図ります。また、地域との連携により、支援を必要としている人の把握に務めるとともに、その情報共有のあり方などのルール作りを検討します。

地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを確立します。

基本目標2

ちいきふくしかつどう にな て 地域福祉活動の担い手づくり

もくひょうたっせい む け て 目標達成に向けて

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動の中心となる人材や福祉関係団体などの確保・育成が必要不可欠です。このため、地域福祉を担う人材の発掘・育成、ボランティア団体や福祉関係団体などの育成・支援に努めます。また、地域福祉活動の担い手の一員である民生委員・児童委員及び地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動支援に努めます。

しゅようし さく 主要施策

(1)地域福祉を担う人材・団体の育成

レベルアップ! ★

- ①地域福祉を担う人材の発掘・育成…地域福祉コーディネーターの設置、NPO 法人支援、地域おこし協力隊の活用を行い地域福祉の推進に努めます。(福祉関係 NPO 法人: 5団体)
- ②ボランティアなどの育成・支援…ボランティア活動拠点の整備、地域内消費と連動させて福祉ボランティアポイントの整備を実施
- ③福祉関係団体などの育成・支援…各種団体の活性化に向けた支援や情報発信、地域福祉に関わるさまざまな団体間のネットワーク構築の実施

(2)民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員等に対する理解を深めるため、役割や活動内容を広く周知を行う。
民生委員・児童委員と福祉協力員を対象とした研修会等を開催し、人材の育成・情報連携の強化を実施します。

(3)社会福祉協議会の活性化

補助金を含めた支援を充実させ、体制強化に努める。
本計画と連動した「地域福祉実践計画」の取り組みを支援します。

基本目標3

安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

目標達成に向けて

生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の整備とサービス利用者が適切な情報を入手できるようにするために、情報提供体制の充実を図ります。また、誰もが安心して利用できる福祉サービスを確保するとともに、成年後見支援センター等活用、成年後見制度の利用促進を図り、サービス利用者が苦情や要望の申し出をしやすい環境を整えるなど、サービス利用者の保護に努めます。さらに、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

主要施策

福祉サービスの情報提供の充実

レベルアップ!★

高齢者やしょうがい者等の利便性を考慮した情報発信を実施します。誰にもわかりやすい表記等を行い、町のホームページの作成、あびらチャンネル Youtube、LINE@などの配信を行います。また、デジタル化・IT化を活用した情報提供を行います。(WEB版地域総合福祉計画の公開等)

相談・支援体制の整備と充実

各種相談窓口の整備、周知及び専門窓口である子育て世帯包括支援センター

子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域包括支援センターなどの連携による機能強化を図ります。

福祉サービスの確保

福祉サービス施策の推進…保健福祉分野の個別計画に基づき、高齢者・しょうがい者・子育て世帯など、各々が支援事業の充実を行い必要なサービスを町民が受けられる基盤整備を実施します。福祉サービスの質の確保…サービス利用者へ十分な説明をし理解を求めます。サービス提供事業者への第三者評価や、関係法令に基づき、必要に応じ指導監査の実施等も行います。

成年後見制度の利用促進と福祉サービス利用者の保護

地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度、権利擁護事業の普及啓発、利用促進を実施します。市民後見人の養成、活動支援を実施します。

レベルアップ!★

★令和4年度に設立した、とまこまい成年後見支援センター(広域)を活用し、成年後見に関する相談支援体制の充実や関係機関との情報連携に努めます。
権利擁護の観点も踏まえて、必要なサービスを必要な人が適正に利用できる環境づくりを実施します。

保健・医療・福祉間の連携強化と包括支援体制の整備

地域医療体制協議会などを通じ、課題の把握、解決の方向性について、検討を実施します。必要な情報が関係機関で共有化できるよう配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。地域包括ケアシステムの構築に向けた環境整備に努めます。

きほんもくひょう 基本目標4

せいかつ しえんたいせい いきいきと生活できる支援体制づくり

もくひょうたっせい むけて 目標達成に向けて

自立した生活を送ることが困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活支援の充実と介護する家族への支援に努めます。

また、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと生活することができるよう、介護予防を含めた健康づくりや生きがいつくりの促進を図るとともに、これからの社会を担う大切な子どもたちを地域ぐるみで育てるための支援に努めます。

しゅようしさく 主要施策

在宅生活支援の充実

レベルアップ! ★

在宅支援の充実…買い物等日常生活を地域で支援していくことができるよう、環境の整備に努めます。また、サービス利用者のニーズを把握したうえで、公的サービスでは対応できない支援について検討していきます。

介護する家族への支援…介護用品支給事業や家族介護慰労事業等、家族介護支援事業の充実を図ります。

★認知症関連事業の開催等を通して、介護する家族への支援の取り組みを実施します。

★ケアラーに対する課題解決に向けた取り組み、支援の充実にとりくみます。

健康づくり・生きがいつくりの促進

① 介護予防・健康づくり活動の促進…地域での介護予防教室の実施、情報発信、参加促進に取り組めます。

② 地域医療体制の充実…休日・夜間救急医療の確保に努め、広域救急医療体制の充実を図ります。

③ 生きがいつくりの推進…地域での生きがいつくりの場への参加促進の実施、高齢者やしょうがい者などの生きがいつくりの充実を図ります。

次世代育成の支援

レベルアップ! ★

★子育てに関する意識啓発に取り組むとともに、地域の交流イベントなどの参加を促進するため、広報紙や町のホームページ、また、line@や Youtube 等の IT を活用し、デジタル化推進を図りつつ、情報発信に努めます。

子育て団体の育成・支援に努めるとともに、子育てに関する研修会・教室を図ります。

地域において、子育て中の親子が気軽に集い、相談や交流ができる場を提供します。

基本目標5

安心・安全に暮らせる生活環境づくり

目標達成に向けて

町民一人ひとりが住み慣れた家や地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また、しょうがいのある人もない人も、誰もが安心・安全に暮らせる生活環境づくりが大切です。

このため、ユニバーサルデザインに基づく、道路・公共施設などの生活環境の整備や町民が安心して外出できる環境づくり、さらには、子どもや高齢者、しょうがい者などを犯罪や災害から守る地域の防犯・防災対策の推進を図ります。

主要施策

ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの考えに基づいた、公共施設などの計画的な整備改善に努め、理解促進、意識啓発に努めます。高齢者やしょうがい者向けの住宅改修助成や支援制度の情報提供を積極的に実施します。高齢者やしょうがい者などを受け入れられる住居の把握と情報提供に努めます。

移動・交通手段の確保

レベルアップ! ★

地域公共交通機関の利便性向上や利用促進策を講じ、公共交通の維持確保に努めます。運転免許の自主返納者や地域公共交通機関の利用が不可欠な方への経済的負担軽減策を行い、外出や交流の活性化を図るため、★安平町福祉交通助成事業の利用促進・利用しやすい体制整備を実施します。★通院移送サービスや外出支援サービスを、町民のニーズに対応したものにする等、充実を図ります。

地域の防犯・防災対策の推進

- ① 地域の防犯対策の推進…声掛け運動を推進するため、地域支え合い活動交付金の充実を図ります。また消費生活支援センターや金融機関、関係部署と連携し、消費者保護に関する情報提供、啓発、相談体制を図ります。
- ② 地域の防災対策の推進…学校や公共施設、自主防災組織などの防災対策を推進し、防災関係機関とのネットワークの構築を実施します。地域防災計画に基づき被災時の実効性を確保します。
- ③ 災害時における要援護者の支援…常に要援護者の情報を把握し、関係機関などと情報の共有化を図りながら、避難行動要支援者名簿との整合を図り、災害時等要援護者台帳の更新を行います。また、北海道胆振東部地震の経験を踏まえた要援護者支援マニュアルの改訂に取り組みます。

けいかく すいしん 計画の推進について

(1) 町民・地域・サービス提供事業者・町の協働による計画の推進

住み慣れた地域でお互いが助け合い、支え合える地域社会を実現させていくためには、町民や自治会・町内会、各種団体、サービス提供事業者、町などが担う役割を明らかにし、それぞれが協働してまちづくりを推進していくことが重要となります。町は関係機関や各種団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を推進するとともに、福祉に関する総合相談体制や情報提供の充実に努めます。

(2) 計画の普及啓発

本計画の推進にあたっては、町民、地域、サービス提供事業者、町の各課が本計画の内容を理解し、日頃の業務や活動において本計画を意識していくことが必要です。町では、計画書(本編)や概要版を主要施設へ配布するとともに、広報紙や町ホームページなどを通じて周知を図ります。また、DX化の推進として、WEB板の地域福祉総合計画の作成や、SNS等を利用した計画の普及啓発等を実施し、加速するデジタル化に対応していきます。

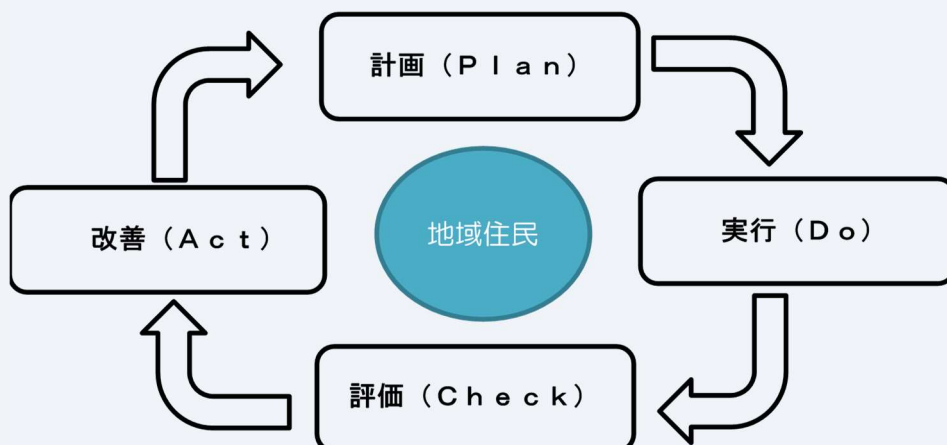
また、一層の普及を図るため、自治会・町内会や各種団体などへも本計画の内容を周知し、具体的な活動事例など、情報の提供や共有化を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握・評価するPDCAサイクルに沿った進行管理を行うことが重要です。

進行管理を行う機関として、本町の保健・医療・福祉施策の総合的推進を図ることを目的に設置された「安平町地域福祉総合検討推進会議」において計画の進捗状況の管理及び計画の評価と見直しを行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



安平町

ABIRA TOWN

安平町地域福祉総合計画 2024 第4期（概要版）

【2024年度～2028年度】

2024年（令和6年）3月発行



発行／安平町

編集／安平町健康福祉課福祉グループ

住所：〒059-1501 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

電話：0145-29-7071 FAX：0145-29-7076